

馬主登録等における書類の変更について（令和3年4月1日以降）

令和3年4月1日 N A R登録課

馬主登録、馬主登録事項変更届、馬主登録証再交付、馬主登録抹消における必要書類について、以下のとおり変更します。

馬 主

1. 変更点

【押印の廃止】

- 全ての提出書類への馬主及び馬主申請者の実印、認印
- 組合馬主において、組合印の登録制度廃止

【添付書類の変更】

- 印鑑登録証明書の提出が不要となります。

※ただし、馬主登録証再交付、馬主登録抹消の場合は、書類作成者の本人確認書類として、印鑑登録証明書（発行日より3か月以内、複写不可）の添付が引き続き必要です。

- 「馬主申請の際の個人情報の取扱いについて（同意書）」の新設
- 法人馬主（登録申請者を含む。）においては、代表権を有する者が2名以上いる場合のみ「代表証明書（法人）」の提出が必要となります。
- 組合馬主（登録申請者を含む。）においては、「代表証明書（組合）」の提出が不要

2. 変更開始日

令和3年4月1日の申請受付分から

3. その他

- ・既に作成した書類については、差し替えは不要です。
- ・馬主登録申請ガイドブック、馬主の手引きの最新版は現在制作中のため、出来上がり次第提供します。
- ・馬主登録申請に係る新様式は地方競馬情報サイトよりダウンロードできます。

馬登録等における書類の変更について（令和3年4月1日以降）

令和3年4月1日 NAR登録課

馬登録、馬名変更、馬登録事項変更（馬主変更）、馬登録抹消、馬登録証再交付における必要書類について、以下のとおり変更します。

競走馬

1. 変更点

【押印の廃止】 以下のとおり、押印が廃止となります。

●全ての提出書類への馬主の実印（※）、認印

※書類作成者の本人確認書類として、次のいずれか1点の添付が必要

※ただし、馬登録抹消については引き続き添付書類は必要ありません。

	書類名	馬主区分
1	印鑑登録証明書	個人・法人・組合
2	履歴事項全部証明書	法人
3	運転免許証の写し	個人・組合
4	旅券（パスポート）の写し	個人・組合
5	個人番号カード（マイナンバーカード）（表面に限る）の写し	個人・組合

●譲渡証明書への譲渡元（前所有者）の認印

【印鑑登録証明書及び履歴事項全部証明書の有効期限】

有効期限は下表のとおりとなります。

	馬主	連絡責任者
原本	1年	1年
複写	1年→3ヶ月	1年→3ヶ月

なお、複写の有効期限については、これまでの運用を鑑み、当面の間、提出書類等に実印（押印の複写不可）がある場合は原本と同等とし、従前どおり1年とする。

2. 変更開始日

令和3年4月1日の申請受付分から

3. その他

- 既に作成した書類については、差し替えは不要です。
- 新しい様式は、準備が整い次第、NAR登録課及び駐在員が配布します。